

全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

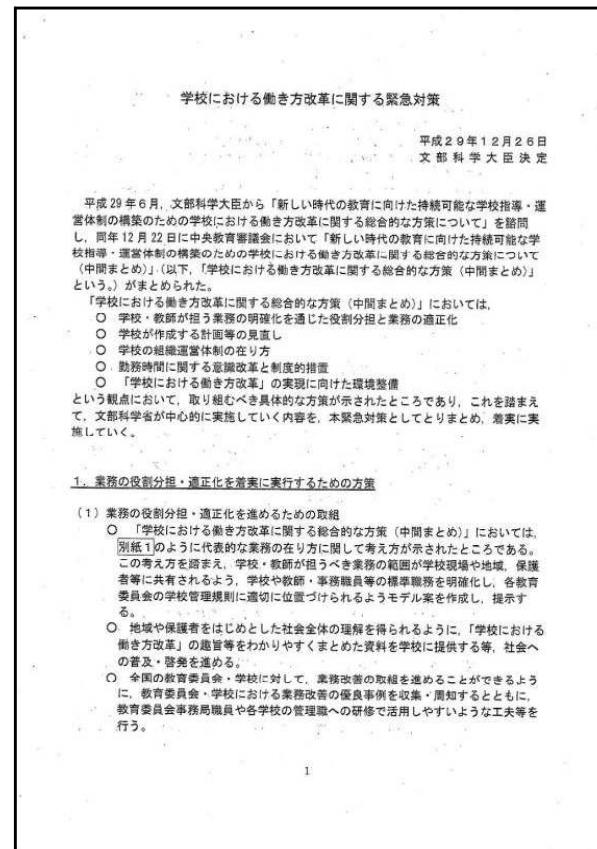
教職員の働き方は「過労死ライン」 今こそ、長時間労働のい見直しを！

昨年末、「学校における働き方改革に関する緊急対策」という文部科学大臣決定が出されました。教職員の労働実態等について中教審等で話し合われていましたが、それをまとめたものです。

この内容をすべて肯定することはできませんが、教員に適用される給特法や労基法を踏まえ、「登下校時刻の設定や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する」、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、『超勤4項目』以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を行う場合、服務監督者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底する」など、法令順守を強く求める記述もあります。

また、部活動指導については、「一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価のあり方の見直し等の取組も検討するよう促す」ことも求めています。

さらに、「時間外勤務の抑制のための措置」として、「政府全体の『働き方改革実行計画』において、時間外労働の原則につ



いて、原則月45時間、年間360時間と示されている。それを参考にしつつ、教師が、長時間勤務により健康を害さないためにも、勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する」としています。「月45時間、年360時間」以内に抑えることは、厚生労働大臣の告示に基づくものですが、私たちにとって、この数字を出されることは、この

時間まで、無償で働けということになり、到底容認できるものではありませんが、こうした目安が示されざるを得ないほどの長

時間労働の実態の反映と捉え、長時間労働の縮減に生かしたいと考えます。

教育条件や労働条件の改善を求め

全栃木教職員組合安佐支部が佐野市教育委員会と交渉

全栃木教職員組合安佐支部は2月8日、佐野市教育委員会と交渉を行いました。この交渉では、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を踏まえ、その実現を求めることに加え、休憩時間や法に基づかない勤務の問題や、改正個人情報保護法の順守などを求めました。要求事項と回答を紹介します。

組合 文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」の具体化を進めること。超過勤務を月45時間、年360時間以内とすること。

教委 「学校における働き方改革に関する緊急対策」で示された内容については、佐野市においても、その重要性を認識し、実施に努めているところです。

御指摘の超過勤務についても、校長会と連携し、昨年10月からパソコンによる勤務間の記録がスタートしました。その記録を見ますと、校長会が調査した昨年7月から9月と比較して、昨年11月の月平均超過勤務時間は、減少している状況でした。これは「原則午後7時退勤」という時間を設定し、教職員の勤務時間に対する意識が

高まった成果であると考えております。

しかし、教職員の負担軽減、業務削減は、未だ大きな課題でもあります。教育委員会としても、近年、会議や研修会等の削減、スクールソーシャルワーカーの常勤配置、校務支援システムの導入、部活動指導者派遣事業の拡大、配布文書の精選、報告文書の簡素化など、様々な取組を実施してきました。今後も、それらの取組に加え、お盆中の学校閉庁、指導訪問等の方法改善、研究学校紀要の簡素化などの検討を進め、教職員の負担軽減、業務量削減につなげていきたいと考えております。

組合 休憩時間を確保すること。確保できなかった場合は適切な配慮を行うこと。

教委 各学校では、勤務時間割振りの中で、1日45分の休憩を位置付けております。しかし、児童生徒が学校内にいる状況の中、設定された時刻に、教職員が一斉に休憩時間を確保することは難しいと考えております。ただし、休憩時間に児童生徒を集めての集会活動等を開催することは、できるだけ避けるようにしている学校もあると聞いております。今後は、休憩時間の実質的な

教え子を再び戦場に送らない

30人学級を実現させよう 教職員評価の昇給等へのリンク反対 教員免許更新制を廃止させよう

パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

確保のため、日課表の作成や運用を工夫するとともに、実態に応じて柔軟な対応が図られるよう、校長会議・教頭会議で伝えていきたいと考えております。

組合 勤務時間の割振りを適正に行い、週38時間45分労働を厳守すること。土日開催の展覧会、子ども学習会の講師など給特法が想定していない業務などについて、勤務を命じないこと。

教委 運動会や文化祭等の学校行事の計画の際、各学校からは、週38時間45分を踏まえた「勤務時間割振り変更届」が教育委員会に提出されております。

「土に開催の展覧会」については、校長が勤務を命ずるものではなく、各種団体から個人へお願いされるものであると考えております。したがって、その依頼を個人が断ることができる一方で、断りにくい現状もあることは認識しております。今回の御指摘の内容については、関係部署等に伝えてまいりたいと考えております。

なお、「子ども学習会の講師」につきましては、現職教職員の負担軽減を図ることも考えていきたいと思っております。

組合 事務職員に対して、「不払い残業」をさせないこと。労働基準法第36条に基づく協定を締結すること。

教委 学校事務職員については、教員同様、超過勤務にならないようにしていかねばならないと考えております。やむを得ず、時間外に勤務を命ずる場合には、本人の了解を得るわけですが、協定の締結については、県教委とも相談しながら対応していきたいと考えております。

組合 夏季休業中、1週間以上を市内一斉の閉庁日とすること。

教委 現在、来年度における8月13～16日までの学校閉庁日実施に向けて、最終的な検討を進めているところです。

組合 市独自の学力検査を行わないこと。

教委 現在、佐野市で行っている総合学力調査は、平成30年度までの4年間の契約を結び、実施しております。

平成31年度以降の総合学力調査については、平成30年度中に開かれる佐野市立小中学校諸検査採択協議会において、慎重に協議してまいります。

組合 教職員評価のあり方について、その廃止も含めて職員団体との協議の場を設けること。

教委 教職員評価システムにつきましては、栃木県教育委員会の方針に基づいて実施しており、学校現場が混乱しないよう。校長会議等において、正確な情報伝達に務めているところです。今後は、職員団体も含めて、学校現場から上がってくる質問や要望について、県教育委員会に伝えてまいりたいと考えております。

組合 P T Aや同窓会、教育研究団体などへの個人情報提供を学校として行わないこと。

教委 児童生徒や教職員の個人情報を外部に提供する時は、その使用目的を明らかにした上で、本人からの同意を得ることが前提となります。改正個人情報保護法の施行に伴う個人情報の取扱いに関わる内容につき

ましては、P T A連絡協議会、校長会、教育研究団体等に周知してまいりたいと考えております。

組合 各校に衛生委員会を設置して、ストレスチェック結果や超過勤務の削減についての審議をさせること。事業者である教育長、事業場トップである各校の校長名で衛生方針表明を行うこと。

教委 常時50人以上の教職員が勤務する学校がないため、衛生委員会を設置する学校ありませんが、各学校の運営委員会や職員会議等で、労働安全衛生に関わる内容を話し合い、職場の環境改善につながる方策を考える学校が増えてきていると聞いております。

また、ストレスチェックについては、校長会議や教頭会議で、今回のストレスチェックの結果の概要を伝え、さらには、受検者が10名以上の学校に、学校ごとの集団分析結果を提供し、個別に職場環境の見直しをお願いしたケースもございます。

なお、衛生方針の表明については、今後の研究課題とさせていただきます。

組合 授業日数を減らすこと。

教委 現在の授業日数は、平成21年度佐野市小中学校教育課程編成検討委員会に置いて協議いただき、その答申に基づき、設定しております。

今年度、授業日数は変更しておりませんが、学年始業日を1日増やし、夏季休業日を1日短縮いたしました。

組合 校務用コンピューターについて、教材作成が円滑にできるように、インターネッ

ト接続等についての改善と、「一太郎」使用を継続させること。

教委 御存知のとおり、校務用ネットワークには、児童生徒及び教員の機微な情報が含まれていることから、個人情報の漏えいがないようにしなければなりません。今後も、文部科学省が作成した教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに沿って運用いたします。

インターネットの利用については、セキュリティ上のリスクが大きく、校務用コンピュータでの接続が制限されることを御理解ください。ネットワーク上のセキュリティを確保し、教材作成ができるように運用していきたいと考えております。教材作成に必要なサイトが閲覧できない場合は、関係部局と協議の上、可能なサイトは閲覧できるよう設定いたします。

ワープロソフト一太郎ですが、今回入れ替える校務用パソコンに準備することができませんでした。マイクロソフトワードと一太郎の2種類のワープロソフトを購入することは今後も難しいと思われます。なお、各校で購入したサポート期間内の一太郎や新規に購入する一太郎については、入れ替える新しいパソコンにインストールすることは可能です。

佐野市の勤務時間把握の取り組みなどについて、「下野新聞」も社説などで取り上げていました。毎年、衛生推進者研修会を行って、各校の労働安全衛生の取り組みを促している佐野市教委ですが、法令順守や使用者責任については、不十分な回答も少なくありません。

「県内で最も働きやすい佐野市にしたい」という組合の発言を、教育委員会幹部も否定はしませんでした。そうした思いは共有できた交渉ではありました。